

物品の購入等に係る定時見積実施要領

平成12年 2月29日決定
平成20年 6月26日改正
平成21年11月10日改正
平成26年 3月27日改正
平成28年 3月23日改正
平成31年 3月27日改正

1 対象契約

定時見積りにより随意契約の相手方を決定する契約は、1件の予定価格が70万円未満（一括して購入する事務用共通物品については、100万円未満）の用紙、文具及び事務機器（電気・通信・写真機器類を含まない。）の購入契約とする。

ただし、家畜保健衛生所長及び地方機関（産業振興部の所管に属するものに限る。）の長の専決事項6の規定により購入（十勝総合振興局事務決裁細則別表9）する場合及びやむを得ない理由により緊急に締結する必要がある者については、定時見積りによらないこととする。

2 定時見積参加者の指名

(1) 参加の申込み

物品の購入に係る競争入札参加資格者（分類番号1・2・3のいずれかを有するもの）のうち道内に本店を有する中小企業者（以下「資格者」という。）及び物品の供給に係る見積参加申込者であって、定時見積りに参加を希望する者から、毎年度、別紙1の申込書の提出を受ける。

なお、前年度に係る申込書を提出した者で、(2)の指名を受けた者が前年における定時見積りに誠実に参加したと認められる場合には、特別な事情がない限り、当該年度に係る申込書を提出したものとみなす。

(2) 参加者の指名

(1)により申込書の提出を受けたときは、資格者であるかなど必要事項を確認の上、毎年3月に当該申込者を翌1年度間における定時見積りへの参加者（以下「参加者」という。）として指名し、その旨を別紙2の通知文に「見積心得」を添付して通知する。ただし、年度の途中で申込書の提出があったときは、随時に指名することとする。

(3) 指名の取消し

ア 参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消す。

(ア) 資格者である参加者がその資格を有しなくなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅を除く。）

(イ) 物品の供給に係る見積参加申込者である参加者が、物品の供給に係る見積参加申込者に係る名簿から削除されたとき（資格者となったことによる名簿からの削除の場合を除く。）

イ 資格者である参加者が競争入札への参加を排除されたとき若しくは指名を停止されたとき又は物品の供給に係る見積参加申込者である参加者に競争入札への参加排除の要件若しくは指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者の資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

ウ ア及びイにより参加者の指名を取り消したときは、その旨を書面により当該参加者に通知する。

3 定時見積の執行

(1) 見積書の提出日時

定時見積に係る見積書の提出日時は、次のとおりとする。ただし閉庁日を除く。

ア 繁忙期（4月から5月及び1月から3月）

毎週火曜日及び金曜日の午前9時から午後3時まで。

イ 通常期（6月から12月）

毎週木曜日の午前9時から午後3時まで。

(2) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、見積書の提出時間の開始から終了までの間、窓口において別紙3の「見積目録」を閲覧に供することにより行う。この場合において、「見積目録」には必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

(3) 見積書の提出方法

見積目録の見積番号を記載した見積書を（1）の提出時間内に窓口を設置した「見積箱」に投函させることにより、見積書の提出を受ける。

(4) 契約の相手方の決定

ア 見積書の提出時間終了後、見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした参加者を契約の相手方として決定し、見積書の提出日の翌日午後1時から、窓口において契約の相手方を記載した「見積目録」を閲覧に供することにより、その結果を発表する。

イ 提出された見積書の見積金額がいずれも予定価格に達しない契約及び時間内に見積書の提出がなかった契約については、原則として、次の定時見積りに再度付す。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定する。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該見積合わせ事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(5) 発注書の交付

契約の相手方を決定したときは、別紙4の「発注書」を作成し、当該契約の相手方に「発注書」の内容を確認させ、当該「発注書」を契約の相手方に交付する。